

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月25日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 宮澤 康一

1. 業務概要

- (1) 業務の名称
空港施設の技術等に関する検討業務
- (2) 履行場所
入札説明書のとおり
- (3) 業務内容等
別紙のとおり
- (4) 履行期限
契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送等又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。
- (6) 総合評価落札方式による実施
本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。
- (7) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は当該条件を満たしている者により構成される特定設計共同企業体（以下「特定JV」という。）による参加を認めるものとするが、特定JVにより参加を希望する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年6月25日）に示すところにより国土交通省航空局長から本案件に係る特定JVとしての競争参加資格の認定を受けること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のA又はB等級に格付けされ、国土交通省航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
また、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札を参加しようとする者（設計共同体にあってはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること（詳細については入札説明書を参照。）。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 3.(2)により入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館
国土交通省航空局予算・管財室契約係
TEL 03-5253-8111（内線 48656）

(2) 入札説明書の交付方法

- (a) 本日から令和8年7月6日までの間、電子調達システムにて交付する。
- (b) (a)の交付方法によりがたい場合、本日より令和8年7月6日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から17時00分までの間に、(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。
なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等において無償で交付を受けることができる。
また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。
但し、FAX又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえで、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年7月7日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年7月24日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。
- (b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年7月24日までに必着とする。
- (c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

(6) 開札日時及び場所

- ① 開札日時：令和8年7月27日 11時00分
- ② 開札場所：国土交通省航空局入札室に集合すること。
※入札室には原則、開札の10分前から入室可能です。
(開札場所が不明である場合は開札時間前までに3.(1)にお申出ください。)

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(4) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(5) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2.(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2.(1)、(2)及び(4)から(9)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2.(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2.(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(6) 入札の無効

2.に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書(仕様書等添付書類を含む。)及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨て。)をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者

を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 低入札価格調査

予決令第85条に基づき、契約に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし、しない場合の手続きとして、次のとおり、予定価格に基準として定めた割合を乗じて得た価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

○ 予決令第85条の基準

次の割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とする。

予定価格算出の基礎となった次表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント（航空灯火関係のその他の業種を含む。）	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント（航空無線関係のその他の業種を含む。）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあつては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、「保留」と宣言し、会計

法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

入札終了後、調査の対象となった者に対し、事情聴取及び関係機関への照会等により、直ちに低入札価格調査を実施するので、調査の対象となった者は、速やかに調査を完了するため、これに協力しなければならない。

調査期間中は「最低価格入札者」であり「落札者」ではないため、必ず落札者となるものではない。

なお、低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

① 低入札価格調査の内容

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第85条の基準の取り扱いに関する事務手続きとしての調査を実施することとなるが、次の内容について重点的に調査を実施するので、調査の対象となった者は、これに協力しなければならない。

- 〈1〉 当該価格で入札した理由
- 〈2〉 入札価格の内訳書
- 〈3〉 当該契約の履行体制
- 〈4〉 手持の測量及び建設コンサルタント業務等の状況
- 〈5〉 配置予定技術者名簿
- 〈6〉 手持機械等の状況
- 〈7〉 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- 〈8〉 直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書類
- 〈9〉 その他必要な事項

② 低入札価格調査の実施に必要な資料の提出及び事情聴取について

低入札価格調査の対象となった者には、低入札価格調査を行う旨を別途連絡することとし、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、当該調査の実施に必要な提出資料として各様式及び様式ごとに提出すべき添付書類並びに必要と認める添付書類を提出すること（提出様式は別途連絡時に配布。）。

調査の対象となった者が、調査資料等を提出した後、調査の対象となった者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認を行い、資料未提出や説明が不十分な場合は追加で説明を求めることがある。

③ 低入札価格調査に協力等しない場合について

低入札価格調査に協力しない又は追加資料を提出しない場合には、国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条第2項第三号の規定により、入札を無効とするとともに、同第7条第2項に違反するものに該当する場合がある。

(11) その他詳細

入札説明書による。

[別紙]

○ 業務内容等について

1. (3)業務内容等とは、下記に掲げる内容とする。

本業務は、下記①～②に示す業務について委員会等の設置・運営及び各種資料の作成・取り纏め等を実施するものである。

①空港データ管理システムに関する検討業務を実施する。

②空港内の施設の維持管理等に関する取りまとめを実施する。

【業務内容】

- ・ 東京国際空港における空港データ管理システムの検討
- ・ 空港内の施設の維持管理等に係る検討委員会
- ・ 打合せ
- ・ 報告書作成

○ 支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(9)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

1. 平成28以降に完了した次に掲げる業務実績を有する者であること。

なお、国土交通省が発注した業務の場合にあっては、業務成績評定点が60点未満のものを除くこと（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る）。

・同種：空港または港湾における土木施設に関する情報管理システムの開発又は改良に関する業務

・類似：航空施設に関する情報管理システムの開発又は改良に関する業務

※軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。

2. 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(1) 以下のいずれかの資格を有する者又は同等の能力と経験を有する者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設又は情報工学）

イ) 技術士（建設部門（港湾及び空港）又は情報工学部門）

ウ) 情報処理技術者（応用情報技術者以上、旧資格の同等レベル含む）

エ) 土木学会特別上級、上級又は1級

オ) 博士（工学）、博士（学術）又はこれと同分野・同レベルと認められる学位

カ) R C C M（港湾及び空港部門又は建設情報部門）

キ) 情報処理技術者（基本情報技術者、旧資格の同等レベル含む）

(2) 上記1. の要件を満たしている業務経験を有するものであること。なお、照査技術者としての実績は認めない。

(3) 航空局及び地方航空局が発注した「建設コンサルタント」の業務で、令和3年度以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。

3. 上記の企業及び技術者に求める資格は、設計共同体の場合は代表者のみでよい。

4. 技術提案が適切であること。

5. 次に掲げる業務実施体制等が確認できること。

(1) 業務の履行に必要な体制、工程が構築できること。

競争参加者の資格に関する公示

設計共同体を結成し、支出負担行為担当官国土交通省航空局長が発注する下記の業務における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年6月25日

支出負担行為担当官

国土交通省航空局長 宮澤 康一

調達機関番号 20

所在地番号 13

1 業務概要

(1) 業務名

空港施設の技術等に関する検討業務

(2) 業務内容

別添仕様書による

(3) 履行期限

令和9年3月19日 まで

2 資格審査申請書の受付期間

本日より令和8年7月7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の10時から17時まで。なお、令和8年7月7日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の交付場所

共同企業体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館

航空局 予算・管財室 契約係

TEL03-5253-8111（内線48656）

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は（1）に示す申請書の交付場所と同じ。

- ① 4（1）③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し
- ② 4（2）の要件を満たすことを判断できる内容を記載した書類

- ③ 4 (5) により締結した設計共同体協定書の写し
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
- 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

(1) 組合せ及び構成員の資格要件

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のA又はB等級に格付けされ、航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- なお、開札の時ににおいて令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のA又はB等級に格付けされた国土交通省航空局における競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。
 - ⑤ 当該申請書の提出期限から開札日までの間に、航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ⑥ 警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。

また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(3) 結成方法

自主結成とする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とするが、決定された代表者を明確にすること。

(5) 設計共同体の協定

設計共同体を結成するため締結する協定書は、「設計共同体協定書」によるものとする。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 認定資格の有効期間

設計共同体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 契約の相手方となった者

競争参加資格が認定されたときから、業務が完了するときまでとする。

(2) 契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

7 その他

設計共同体の名称は、空港施設の技術等に関する検討業務設計共同体とする。

(1) 本公示における競争参加資格の審査申請をする設計共同体が、支出負担行為担当官航空局長が発注する空港施設の技術等に関する検討業務の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

(2) 申請手続き等について不明な点があれば、3 (1) の場所に照会すること。